

1304（1305） 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業

1. 特例を設ける趣旨

循環型社会の形成を促進するため、生活環境の保全上支障がない特定の廃棄物を一定の方法で再生利用する場合について環境大臣が認定する制度（再生利用認定制度：環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み）について、特定の地域について試験的に対象廃棄物を拡大等して当該廃棄物の広域的なリサイクルを促進するものです。

2. 特例の概要

特区において特例措置を求める廃棄物について、法令を上回る規制（関係者の同意・流入規制）を必要としていない場合であって、環境大臣が定める特定の廃棄物を一定の方法で再生利用する場合について再生利用認定制度の対象とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）再生利用認定制度について

一定の廃棄物の再生利用についてその内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることについて環境大臣が認定する制度であり、平成9年廃棄物処理法改正により設けられたものです。認定を受けた者については、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置許可が不要となります。ただし、廃棄物処理基準及び施設の維持管理基準等の規定については適用されます。

（2）法令を上回る規制（関係者の同意・流入規制）について

関係者の同意とは、廃棄物処理施設の設置に当たって、施設を設置しようとする事業者にあらかじめ関係者の同意の取得を求める行政指導（条例を根拠に行っている場合を含む。ただし、単に、関係者への説明を求める手続を設けている場合は含まない。）をいいます。

流入規制とは、区域外で発生した廃棄物が自区域内に流入する際にあらかじめ届出等を通じて協議を求める行政指導（条例を根拠に行っている場合を含む。ただし、当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を含まない。）をいいます。

ただし、いずれの規制についても特区計画を申請する地方公共団体自らが法令を上回る規制を行っていない場合（例えば、市町村が特区計画を申

請する場合に、当該市町村の属する都道府県が法令を上回る規制を行っている場合）は含まれません。

（３）対象品目の追加について

基本方針中には①廃 FRP 船破砕物をセメント原料として利用する場合又は②容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合について、再生利用認定制度の対象に加える旨記載していますが、これら以外であっても以下のいずれにも該当しない廃棄物であって、再生利用の内容が妥当なものについては制度の対象に追加するものであります。

- ① ばいじん又は焼却灰であって、廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く）
- ② 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第２条第１項第１号イに掲げるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く）
- ③ 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

（４）その他

環境省においては、再生利用認定申請に係る審査は特区計画申請に係る審査と同時並行で行うことが可能であり、計画認定と環境省における再生利用認定がほとんど同時に行われるよう環境省において配慮される予定です。

４．特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画の別紙「５ 当該規制の特例措置の内容」に、特区計画を申請する地方公共団体自らが法令を上回る規制を行っていないことを記載すること。

５．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1306 地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業

1. 特例を設ける趣旨

地中空間を利用した一般廃棄物の埋立処分は廃棄物処理法施行令において禁止されていますが、特区内の一定の要件を満たす地中空間を利用して一定の性状を満たす溶融スラグの埋立処分を行うことについて、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全に反するものではないことが確認できた場合には、当該禁止を解除するものです。

2. 特例の概要

地中空間を利用した一般廃棄物の埋立処分は禁止されていますが、市町村が、その設定する特区内の一定の要件を満たす地中空間を利用して一定の性状を満たす溶融スラグの埋立処分を行うことについて内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該市町村又はその市町村から処分業の許可を受けた者は、当該埋立処分を行うことができることとしたものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 規制の特例措置を講ずる地域の要件について

地中空間の周辺にある土地が地中空間埋立てを行う上で構造耐力上しっかりしており自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動や衝撃に耐えられるものであること、埋め立てた溶融スラグからの金属等の溶出を招来して地下水を汚染するおそれがないものであることを意味します。

(2) 一般廃棄物である溶融スラグについて

溶融スラグとは、焼却灰を1200℃以上の高温条件化で燃焼させ、その残さを冷却して固化したものです。溶融スラグとすることにより焼却灰中のダイオキシン類のほとんどを分解することができ、また、金属等の有害物質が溶出しにくい状態に安定化することが可能です。

「一定の性状を満たす」とは、単に溶融加工した溶融固化物であればよいものではなく、金属等が溶出しないように溶融加工されていなければなりません。

(3) 地下水等のモニタリングについて

特例措置の実施に当たっては、当該地中空間について一般廃棄物の最終処分場の設置の許可を受けるとともに、その維持管理について地下水等の周辺環境のモニタリングを実施することを条件としています。これに対

応するものとして、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 1 条第 2 項第 10 号ロに規定する地下水等検査の検査頻度を 3 月に 1 回以上とすることとしています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点
特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- (1) 埋め立てる地中空間の構造を明らかにする書類及び図面
- (2) 埋め立てる地中空間の周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (3) 埋め立てる地中空間の強度に関するデータ
- (4) 埋め立てる溶融スラグの性状に関するデータ

1310 ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の特性に応じた、ノヤギの肉等の利用や生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止等の理由から、ノヤギが捕獲等の対象となる場合で、ノヤギのみを捕獲するための措置が講じられていると確認できる場合には、構造改革特別区域（以下「特区」という。）内に限り、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第7項の特例措置として、ノヤギを狩猟鳥獣とみなすものです。

2. 特例の概要

本事業においてノヤギとは、野生化したヤギを指します。なお、法に基づく鳥獣は、鳥類又は哺乳類に属する野生動物と定義されており、この場合の「野生」とは、当該個体が元々飼育下にあったかどうかを問わず、飼主の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物等を捕食し生息している状態を指しています。

現行制度において、ノヤギは狩猟鳥獣には含まれておらず、狩猟による捕獲はできません。首輪を装着している等の見た目の特徴がない限り、野外では、放牧された飼育下にあるヤギか、野生化したヤギかを判断することが困難であり、放牧されているヤギを狩猟者が銃器等により錯誤捕獲する危険性が高いことから、狩猟の対象として適切ではないとされています。

本事業においては、特区内において、飼育下にあるヤギをノヤギと明確に区分する措置が執られている場合に限って、特例的にノヤギの狩猟を可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

本事業において特例措置が認められる場合とは、特区内において現にノヤギが生息し、当該ノヤギを捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）することによって、ノヤギの肉等を活用することができる、又はノヤギによって生じている農作物への被害や希少な植物の食害等生態系被害の防止等を図る必要があると地方公共団体が判断している場合です。

また、「ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置」として、特区内において、例えば、以下の措置が講じられていることが必要です。

- ① 放牧等により飼育されているヤギを、狩猟者が錯誤捕獲することを防ぐための関係者間の調整がなされていること

（例えば、特区計画区域の住民、自治会、生産者団体等の関係者（以下「特区関係者」という。）間で調整の上、特区内では小屋、柵等で囲まれた場所でヤギを飼育する、放し飼いによるヤギの飼育を行わない、飼育下にあるヤギ以外はノヤギとする等を定めた条例が策定されていること。）

- ② 飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること

（例えば、飼育ヤギの存在する地域を確認し計画区域から外す、飼育下にあるヤギには首輪を付け個体識別を行う措置等が実施されていること。）

- ③ 狩猟者等への適切な周知が計画されていること

（例えば、狩猟者登録の際に、特区内でのみノヤギの狩猟ができることについて、当該区域を明示する図面等を配布する等の準備を行っていること。）

- ④ 計画的な捕獲対策を行う場合に支障がないこと

（狩猟がノヤギの生息状況を攪乱することで、ノヤギの計画的な管理を阻害しないこと）

なお、申請主体が都道府県以外の地方公共団体の場合には、あらかじめ都道府県の関係部局と調整を図ることにより、鳥獣保護区や休猟区等の設定予定地等を除外するなど特区計画の円滑かつ有効な実施を図ることが重要です。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に、特区申請を行った地方公共団体が、特区内に放牧されているヤギがいないと判断する根拠又は当該区域内に飼育ヤギとノヤギが混在する場合には飼育ヤギの錯誤による捕獲がないと判断する根拠及び狩猟者等への周知の方法等について記載すること。

5. 当該特区に係る特区計画申請に関して特に必要な添付書類

特区の区域内にノヤギが生息していることが確認できるノヤギの生息分布図（飼育されているヤギがいる場合にはその箇所も併せて明記すること。）、ノヤギによる被害状況がわかる資料、地方公共団体がヤギの放し飼い等を規制するための条例等を設けている場合はその条例等、その条例等に伴い、特区関係者間で確認事項について協定書等を締結した場合にはその写し、周知のため狩猟者等に配布する予定の図面等。